

# 令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針(案)

## 〔役務の提供等〕

令和4年度の実施状況  
令和5年度の実施方針(案)

令和5年2月28日



国土交通省 関東地方整備局

役務の提供等における入札契約分類	3
I. 役務の提供等(企画競争方式)	4
I-1. 企画競争方式の対象業務	5
I-2. 企画競争方式の令和4年度実施状況	6
I-3. 企画競争方式の令和5年度実施方針(案)	10
II. 役務の提供等(総合評価落札方式(一般競争))	14
II-1. 総合評価落札方式(一般競争)の対象業務	15
II-2. 総合評価落札方式(一般競争)の令和4年度実施状況	16
II-3. 総合評価落札方式(一般競争)の令和5年度実施方針(案)	21
III. 役務の提供等(参加者の有無を確認する公募)	24
III-1. 参加者の有無を確認する公募の概要	25
III-2. 参加者の有無を確認する公募の令和4年度実施状況	26
III-3. 参加者の有無を確認する公募の令和5年度実施方針(案)	27
IV. 公共嘱託登記業務の品質確保対策	28

契約方式		対象業務		(参考)契約件数		
		適用範囲の考え方	詳細	R2	R3	R4
企画競争方式		当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される案件であって、提出された企画提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合	①高度な企画立案を要する業務	114	118	104
			②高度で高い信頼性を要する業務			
一般競争	総合評価落札方式	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合	①政府調達協定対象調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、80万SDR（1億2千万円）を超える案件	66	59	65
			②政府調達協定対象調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、38.5万SDR（5千8百万円）を超える案件			
	最低価格落札方式	総合評価落札方式及び企画競争（プロポーザル）方式によらない場合	③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達 上記以外（100万円以上）	464	431	434
参加者の有無を確認する公募手続		特殊な技術または設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約をしていたようなものについて、透明性・競争性を確保するため、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務		11	16	18

R4年度はR4年12月末現在

# I . 役務の提供等(企画競争方式)

「役務の提供等」であって、

## **【1】高度な企画立案を要する業務**

(ex. 企画立案を伴う広報媒体の制作や催事の運営等に関する業務)

### 【高度な企画立案を要する業務の例】

- |   |   |
|---|---|
| <p>①パンフレット・ビデオ作成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集</li><li>・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作</li></ul> <p>②ホームページ作成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページの作成に関わる企画・編集</li></ul> | <p>③イベント</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・催事の開催に関わる企画・運営</li><li>・国土交通行政情報の情報提供施設(インフォメーションセンター等)の管理・運営に関する企画・運営</li></ul> <p>④新聞掲載</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営</li></ul> |
|---|---|

## **【2】高度で高い信頼性を要する業務**

(ex. 迅速性・信頼性を要する情報提供業務やシステム開発・改良業務、不動産鑑定評価業務)

### 【高度で高い信頼性を要する業務の例】

- |   |  |
|---|--|
| <p>①情報提供業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・迅速性・信頼性を要する情報提供業務</li></ul> <p>②情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・情報処理システムの開発・改良を行う業務</li></ul> | <p>③研究・開発</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・研究・開発を行う業務</li></ul> <p>④不動産鑑定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・不動産鑑定の評価を行う業務</li></ul> |
|---|--|

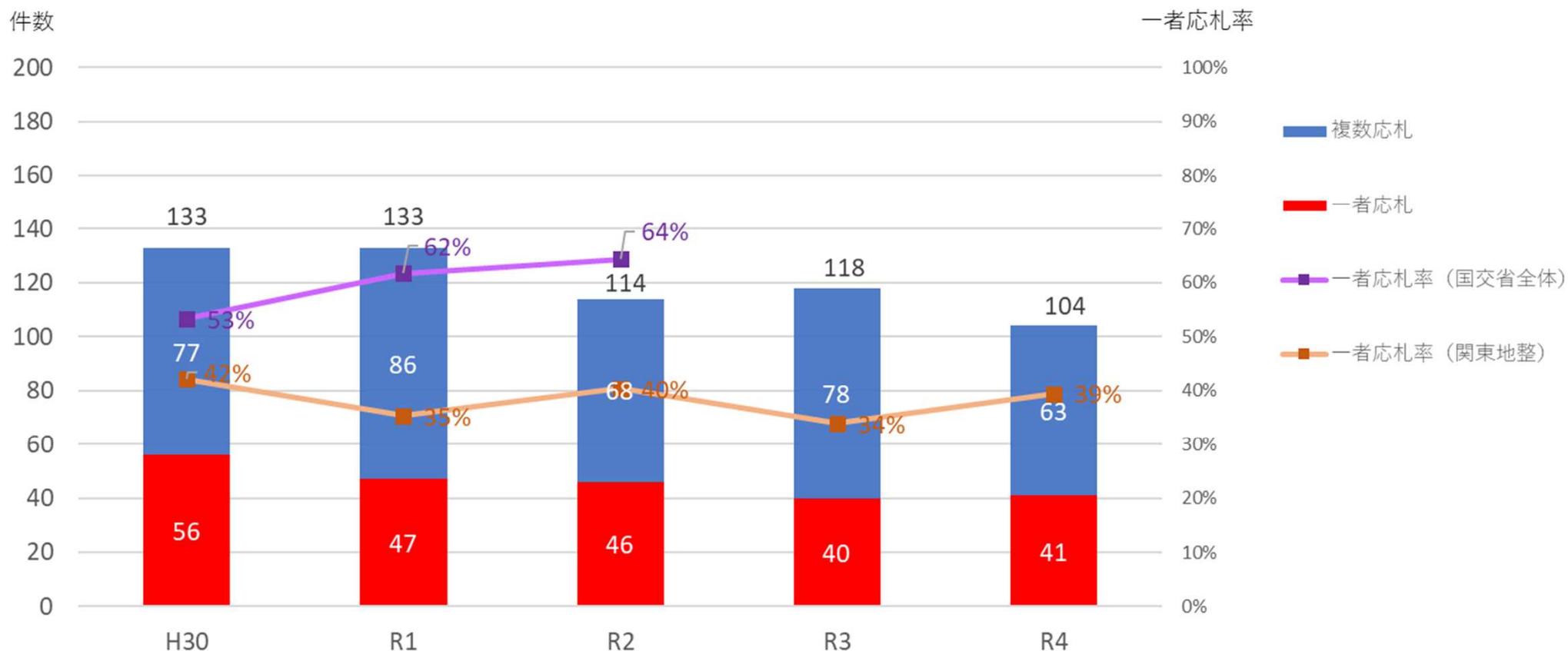
※ 「①情報提供業務」は関東地方整備局で発注実績なし。

**等の企画提案書等の提出を求める必要があるもの**

※平成18年8月25日付け『公共調達の適正化について』(財計第2017号)が通知され、「複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法(企画競争)」が定義等されたこと受け、国土交通省は「企画競争の実施について」(平成18年11月16日)により統一的な手続き等が定められ、関東地方整備局では平成18年12月より企画競争方式を導入している。

## 1. 契約件数及び一者応札の経年推移(全体)

- 契約件数は概ね横ばいだが、R2,R3は若干減少傾向。
- 一者応札率はほぼ横ばい。

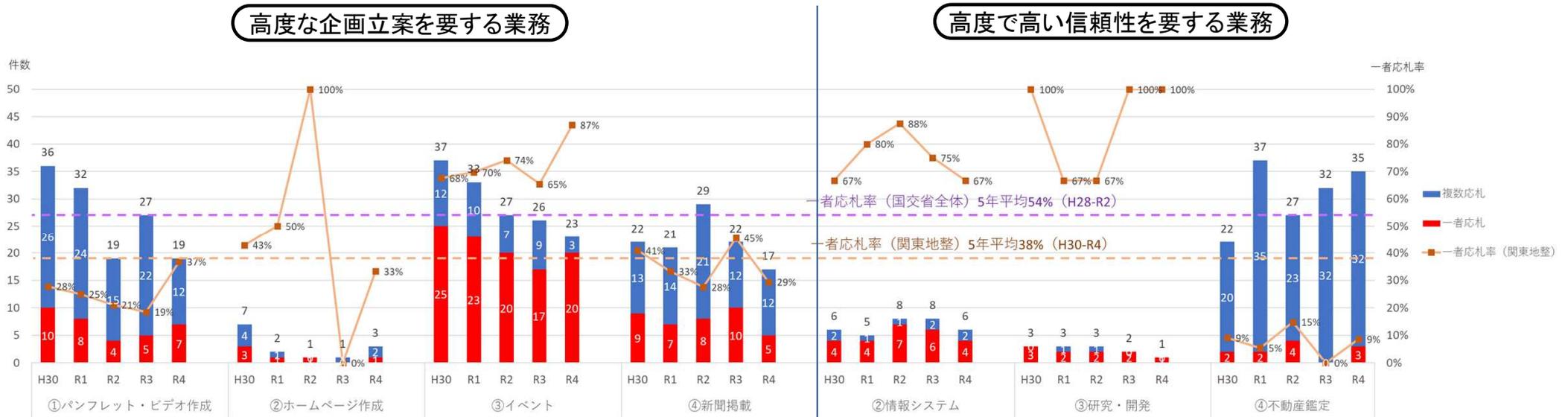


※一者応札率(国交省全体)の最新はR2年度。  
 ※不調不落の実績はなし。

R4年度はR4年12月末現在

## 2. 契約件数及び一者応札の経年推移(業務分類別)

- 業務分類ごとの契約件数・一者応札率の傾向に大きな変化は見られない。
- 一者応札率はイベントや情報システム等が高く、パンフレット・ビデオ等や新聞掲載は低い傾向。



R4年度はR4年12月末現在

※「①情報提供業務」は関東地方整備局で発注実績なし。

※「④不動産鑑定」は、鑑定士による評価額の差異を考慮し、2者での鑑定を基本としており、2者特定に対して2者しか応札がなかった場合は、1者応札としてカウントしている。

### <分類>

#### 【1】高度な企画立案を要する業務

- ①パンフレット・ビデオ作成 : ・パンフレット等の印刷物の製作に関する企画・編集  
・ビデオ等映像資料作成に関わる企画・制作
- ②ホームページ作成 : ・ホームページの作成に関わる企画・編集
- ③イベント : ・催事の開催に関わる企画・運営  
・国土交通行政情報の情報提供施設(インフォメーションセンター等)の管理・運営に関する企画・運営
- ④新聞掲載 : ・国土交通行政情報の情報提供に関する企画・運営

#### 【2】高度で高い信頼性を要する業務

- ①情報提供業務 : ・迅速性・信頼性を要する情報提供業務
- ②情報システム : ・情報処理システムの開発・改良を行う業務
- ③研究・開発 : ・研究・開発を行う業務
- ④不動産鑑定 : ・不動産鑑定の評価を行う業務

### 3. 一者応札の要因検証

#### 1) 複数者応募となるように実施した対策(R1年度～R4年度途中)

○「①同種・類似実績の緩和・撤廃」「④余裕ある履行期間・公告時期を設定」「②資格要件の緩和・撤廃」が多い。

凡例 : 複数応札 / 総数  
割合

	高度な企画立案を要する業務				高度で高い信頼性を要する業務			計
	パンフレット・ビデオ作成	ホームページ	イベント	新聞掲載	情報システム	研究・開発	不動産鑑定	
① 同種・類似実績の緩和・撤廃	14 / 16 88%	0 / 0 -	4 / 34 12%	2 / 4 50%	0 / 5 0%	0 / 3 0%	0 / 0 -	20 / 62 32%
② 資格要件の緩和・撤廃	0 / 5 0%	0 / 0 -	0 / 22 0%	1 / 5 20%	0 / 1 0%	0 / 3 0%	2 / 2 100%	3 / 38 8%
③ 特定テーマの緩和	0 / 3 0%	0 / 1 0%	0 / 1 0%	1 / 1 100%	1 / 1 100%	0 / 0 -	0 / 0 -	2 / 7 29%
④ 余裕ある履行期間・公告時期を設定	5 / 10 50%	1 / 2 50%	3 / 15 20%	0 / 7 0%	0 / 1 0%	0 / 2 0%	8 / 8 100%	17 / 45 38%
⑤ 業務内容を分かりやすくする・門戸を広げる	1 / 2 50%	0 / 0 -	1 / 5 20%	1 / 2 50%	0 / 1 0%	0 / 0 -	0 / 0 -	3 / 10 30%
⑥ 業務内容を勘案し、分割して発注	0 / 0 -	0 / 0 -	0 / 0 -	0 / 1 0%	0 / 0 -	0 / 0 -	2 / 2 100%	2 / 3 67%
⑦ その他	0 / 0 -	0 / 0 -	0 / 1 0%	0 / 0 -	0 / 0 -	0 / 0 -	0 / 0 -	0 / 1 0%
計	20 / 36 56%	1 / 3 33%	8 / 78 10%	5 / 20 25%	1 / 9 11%	0 / 8 0%	12 / 12 100%	47 / 166 28%

※「総数」はこれまで行われた対策の合計。1件の業務で複数の対策が行われたものもカウントしている。

※「複数応札」と「総数」はカウント方法が異なるため、あくまで参考値。

## 3. 一者応札の要因検証

2) 企画提案書の提出者が1者の業務で説明書受領者が複数あった場合における応募しなかった理由  
(事業者ヒアリング)(R1年度～R4年度途中)

○「⑥経営的判断のため・予算が合わないため」「①同種・類似実績がないため」「⑤業務内容が対応不可のため・継続性があるため」「④履行期間が合わないため・提案書の提出期限が短いため」が多い。

	高度な企画立案を要する業務				高度で高い信頼性を要する業務			計
	パンフレット・ビデオ作成	ホームページ	イベント	新聞掲載	情報システム	研究・開発	不動産鑑定	
① 同種・類似実績がないため	6	0	17	6	0	1	0	30
② 資格要件を満たさないため	0	0	5	0	1	0	0	6
③ 企画提案書作成の労力と見合わないため	0	0	1	0	0	0	0	1
④ 履行期間が合わないため 提案書の提出期限が短いため	2	0	11	2	0	0	0	15
⑤ 業務内容が対応不可のため 継続性があるため	3	0	9	3	5	0	0	20
⑥ 経営的判断のため 予算が合わないため	7	0	29	9	0	2	0	47
⑦ 資料収集のため	1	2	2	1	0	0	0	6
⑧ その他	1	0	1	1	0	0	0	3
計	20	2	75	22	6	3	0	128

※1件の業務で複数の事業者から挙げられた理由もカウントしている。

## 1. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

### 1-1 一者応札(応募)案件の事前・事後の検証

- 一者応札となりそうな案件については、『契約手続開始前』に複数者が提案可能となる環境構築に向けた措置を検討・実施。『契約手続終了後』効果検証を行い、効果が見られた対策をイントラに公表する。
- 入札説明書を受理したにもかかわらず入札参加しなかった者へアンケートを実施し、不参加の理由を把握する。
- これまで実施していた一者応札の要因検証に加え、継続性がある業務で一者応札となった案件については、次年度発注の一者応札解消に向けた対策を検討させ、次年度に着実に引き継ぐことで、PDCAサイクル(事前検証→ヒアリング→事後検証→事前検証)の体制構築を図る。(参考資料 I-1 参照)
- 参入要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を実施。
- 業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善を実施。
- 改善が図られた案件について、事例を取りまとめてイントラに掲載し、ノウハウの共有を実施。

### 1-2 複数年契約などの予算措置

- 一者応札となりそうな案件については、複数者が提案可能となる環境構築に向けた措置として、業務の性質上可能と判断されるものは、リスクを考慮したうえでの長期的な企業判断を可能とするため複数年契約の予算措置を検討する。
- 情報システム発注業務で複数年契約を検討中。

### 1-3 Web会議を活用したヒアリングの実施(試行) (R5.4~)

- 企画提案書のヒアリングについて、感染症対策として原則実施しない運用としてきたが、必要に応じて実施することとし、Web会議による実施も可能とする。

## 2. 効率的な事務手続きへの取り組み

### 2-1 業務の内容に応じた対応

○ システム改良業務等、一者応札が続き複数者応札が見込めない業務は、業務内容を明示して他の参加者がいないか確認する「参加者の有無を確認する公募手続」に順次移行する。

- ・ H25年度から1者応札が続く案件について参加者有無確認公募への移行を継続実施。

### 2-2 第三者による審議の効率的運用

○ 「企画提案の評価方法の決定」(第1回目審議)において、標準的な評価様式を使用する場合は、審議の省略を可能とする。

○ 「企画提案の評価・審査」(第2回目審議)において、企画提案書の提出が1者の場合は、審議の省略を可能とする。

※ 企画提案が的確性、実現性に著しく欠ける場合で、特定しない場合は、審議を実施。

○ 「参加者の有無を確認する公募」において、企画競争に移行した際に標準的な評価様式を使用する場合は、「企画提案の評価方法の決定」(第1回目審議)の審議の省略を可能とする。

- ・ H25年度から標準的な評価方法で実施する場合の年度当初一括審議・以後省略を継続実施。
- ・ 「参加者の有無を確認する公募」においても標準的な評価様式を使用する場合の審議の省略を適用。

### 2-3 入札説明書における評価項目等

○ 標準的な評価点について、これまでWLBの評価基準を企業の評価の中に入れていたが、企画競争の評価基準とWLBの評価基準をそれぞれ算出し、合算して全体評価とする。

また、配点の合計点を企画競争100点+WLB5点=105点に見直す。(参考資料 I-2参照)



## 3. 品質確保に関する試行

## 3-2 過去の実績の確認のためのデータ整理

- H19年度から企画競争方式の受注実績データを収集・整理し、データベース化。  
引き続き受注実績データを収集・整理し、データベースに追加登録し、当局内イントラネットに掲載。
- 発注担当者が競争参加者から提出された該当実績の確認に活用。
- 活用を進めつつ、課題があれば改善。

## 掲載情報

※各項目にて、絞り込み・検索が可能

年 度	発注 部署	件 名	業 務 概 要	資 格 要 件		特 定 テ ー マ	契 約 締 結 日	契 約 社 名	契 約 金 額	落 札 率	企 画 提 案 者 数	分 類	備 考
R3	●事 務所	…新聞 掲載業務	……	…	…	効果的 な…方法に ついて	4/1	(株)ABC	…	99 %	3	新聞 掲載	
R4	△部	…運営 補助業務	……	…	…	効果的 な…留意 点について	4/1	(株)XYZ	…	97 %	1	イベ ント	

## Ⅱ．役務の提供等

（総合評価落札方式（一般競争））

### **【1】 関係省庁申合せにより、総合評価落札方式を適用する調達**

『政府調達手続に関する運用指針等について』(平成26年3月31日 関係省庁申合せ)に基づき、**本省の示す基準に沿って**実施している。

- ①政府調達協定対象の調達のうち、コンピュータ製品及びサービスの調達で、  
予定価格1億2千万円を超える案件  
(ex. サーバ等賃貸借, システム開発・改良、保守等業務, サーバ等購入)
- ②政府調達協定対象の調達のうち、電気通信機器及びサービスの調達で、  
予定価格5千8百万円を超える案件  
(ex. 通信設備等製造, 電気通信設備保守業務)

### **【2】 国土交通省の取組により総合評価落札方式を適用する調達**

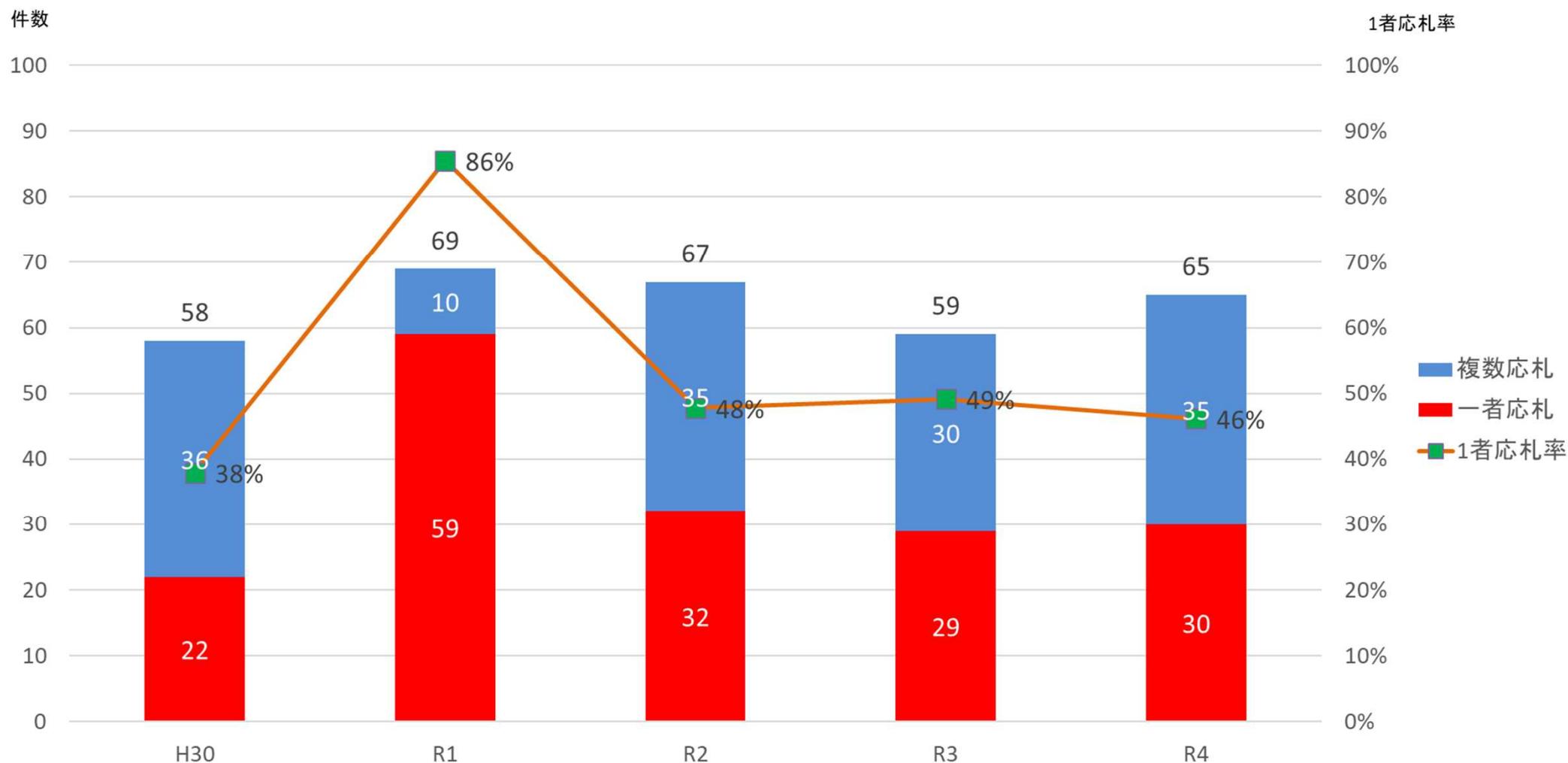
財務大臣との協議に基づき、**本省の示す基準に沿って**実施している。

- ③上記以外で、総合評価落札方式を適用する調達  
(MPS業務※, 車両管理業務, 国営公園運営維持管理業務)

※MPSとは、Managed Print Serviceの略。出力機器(プリンター、スキャナー、ファクシミリ等の機能を有した複合機)の賃貸借、事務の省力化とコストの縮減及びCO2の排出量削減のための最適配置案の作成等、総合的なサービスの提供を受けるもの。

### 契約件数及び1者応札の経年推移(全体)

- 契約件数は、R1をピークにほぼ横ばい
- 一者応札率は、年度によりバラツキがあるが、特異的な年を除き、概ね40～50%で推移

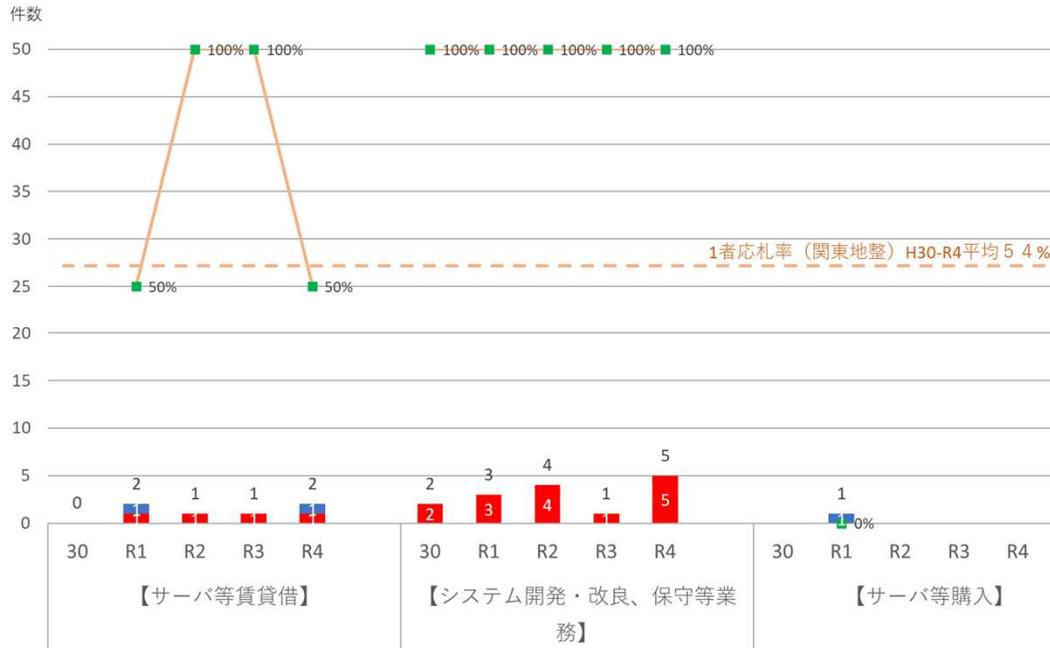


※R1は、車両管理業務の受注者のうち1者が指名停止となったため、大幅増

## 契約件数及び1者応札の経年推移(調達分類別【1】)

- 契約件数はほぼ横ばい。
- 【サーバ等賃貸借】、【システム開発・改良、保守等業務】、【電気通信設備保守等業務】は1者応札の傾向が見られる。

### コンピュータ製品及びサービスの調達

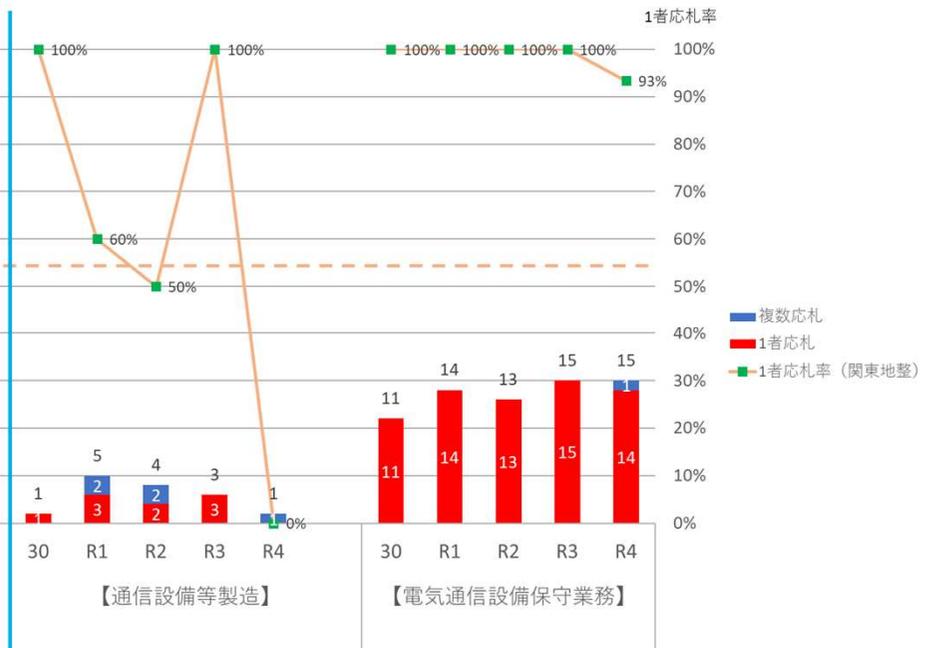


・主にデータファイル等を収納するためのサーバやパソコンの賃貸借

・各種システムの開発・改良又は保守、あるいはセキュリティ管理等を一元的に行う

・主にデータファイル等を収納するためのサーバやパソコンの購入

### 電気通信機器及びサービスの調達



・河川の管理や道路の管理に必要な多重無線装置等の電気通信設備等を製造する業務(据付調整含む)

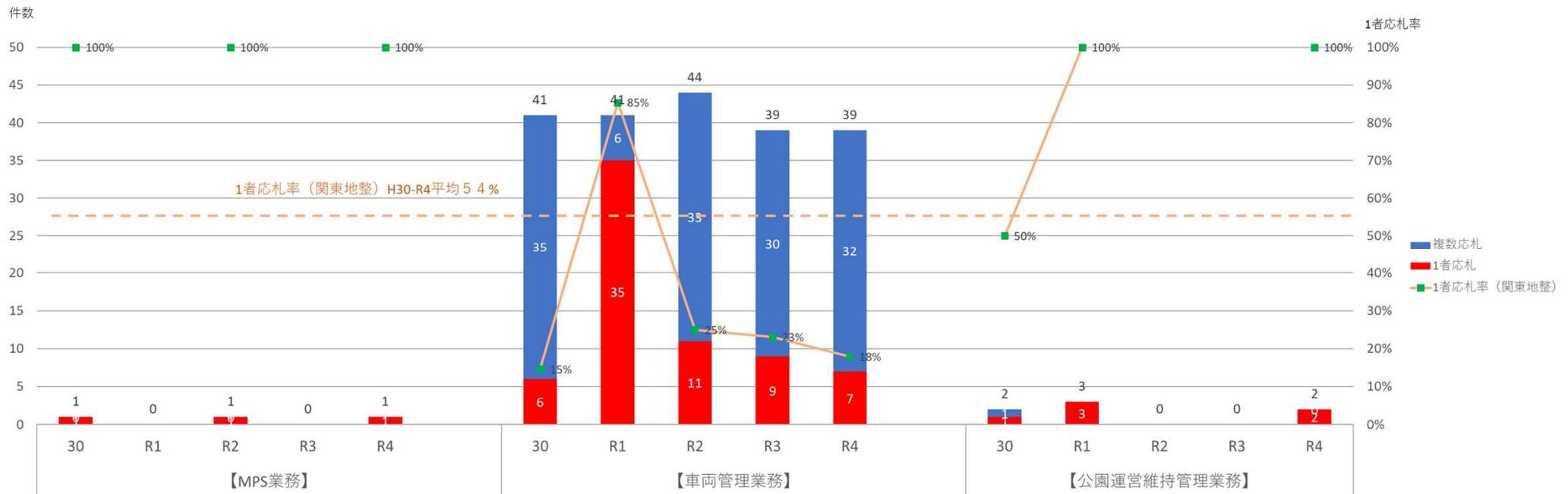
・通信設備等の点検並びに修理、監視を行う

R4年度はR4年12月末現在

### 契約件数及び1者応札の経年推移(業務分類別【2】)

- 契約件数はほぼ横ばい。
- MPS業務は1者応札の傾向が見られる。

#### 国土交通省の取組により総合評価落札方式を適用する業務



・出力機器(複合機)の賃貸借並びに最適配置案の作成等総合的なマネジメント・サービス

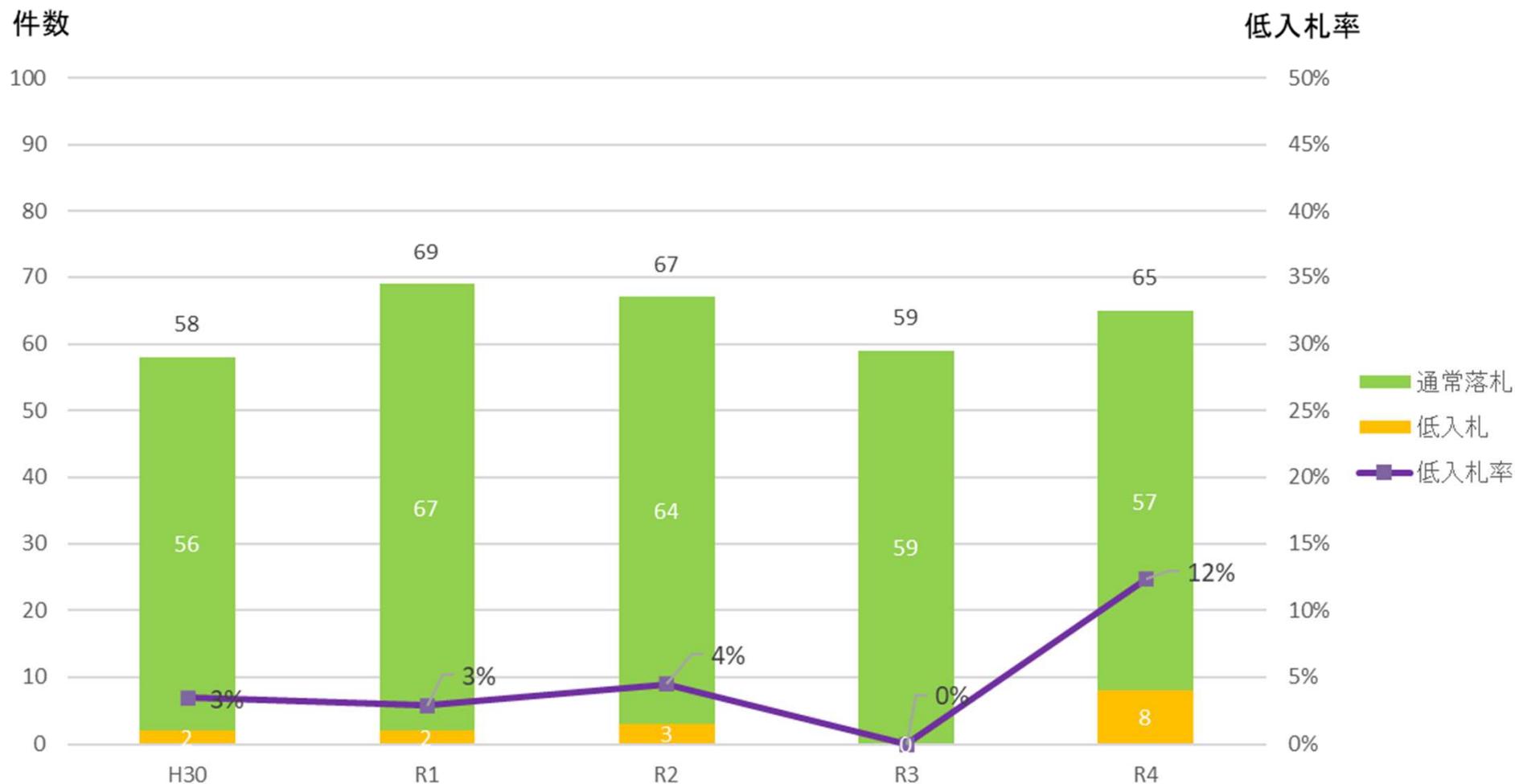
・官用車の運行を確保するとともに、これに必要な車両の管理を行う

・国営公園の植物管理、建物・工作物管理、清掃、入園料徴収、巡視・保安警備などの業務を一元的管理方針の下で総合的な調整を図り実施する

R4年度はR4年12月末現在

### 総合評価落札方式での低入札の状況

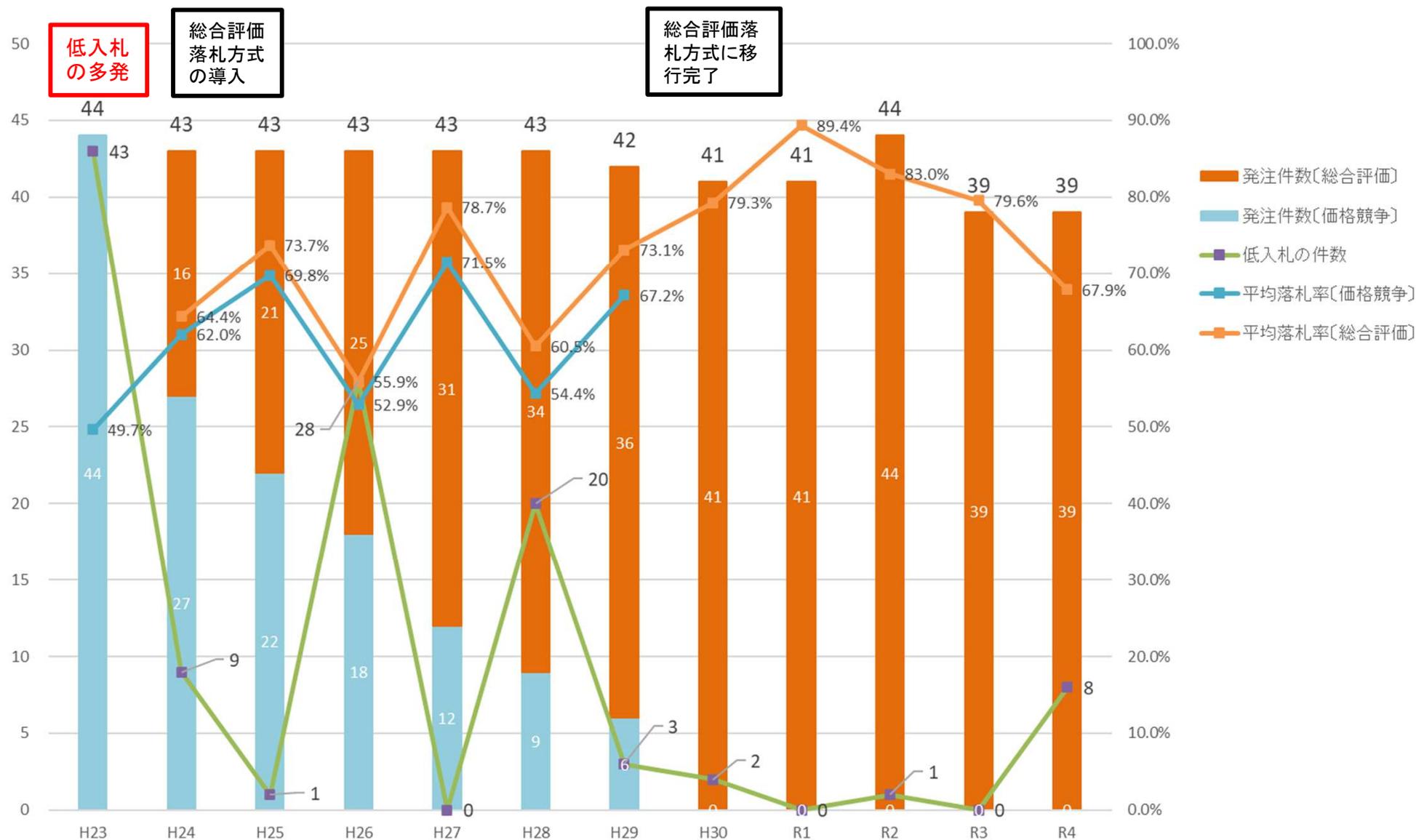
- 令和4年度に総合評価を実施した65件のうち、低入札は8件で全て車両管理業務で発生。
- ここ数年は低入札の発生率は低く推移している。



R4年度はR4年12月末現在

## 総合評価落札方式導入による効果

- H23年の低入札多発を契機に総合評価落札方式を導入した。価格競争に比べ平均落札率が高い。
- H30年には総合評価落札方式に全面移行が完了。低入札対策として一定の効果があると思料される。



### 1. 1者応札への対応

#### 1-1 資格要件の緩和

○可能なものについて、さらなる資格要件の緩和を図る。

- ・ 資格要件の緩和が可能な案件については、企業実績や技術者要件など可能な限り緩和を行い、門戸拡大。

#### 1-2 公告期間の十分な確保及び落札決定から履行開始までの十分な準備期間の確保

○4月1日契約のものについては、開札日を前倒すことにより、十分な準備期間を確保する。

○それ以外の契約時期の案件についても、公告期間を長めに設定し、入札参加しやすい環境を整備する。

- ・ PCの賃貸借において、賃貸借期間の前後に必要な機器設置の準備及び撤去期間を長めに確保し、新規参入しやすい環境整備。

### 2. 競争環境の確保

#### 2-1 過年度の同種・類似業務の成果物の情報提供

○「システム開発・改良、保守等」などで、過去の成果物の閲覧や貸与の対応を行い、新規参入を容易にする。

- ・ システム関係保守業務において、過去の成果品の閲覧を実施することにより、システムの構成内容が理解できる環境整備。

#### 2-2 リスク分担の明示を実施

○仕様書等でトラブル発生時の連絡体制や不具合発生時の責任の所在を明示し、受注後の不安を解消する。

- ・ システム関係保守業務において、障害発生時の責任分担や対応フローを明示することにより、参入への懸念を解消。

#### 2-3 複数年度契約の検討

○数年度契約化が企業も参入しやすく契約上も合理的な案件について、国債化に向けた検討をする。

- ・ 総合評価落札方式での複数年度契約案件(国債契約)を、サーバ賃貸借、インターネット回線接続業務等で実施。

### 3. その他

#### 3-1 賃上げを実施する企業に対する加点措置

○対前年度または対前年比で給与等受給額を増加(大企業は従業員一人あたり3%以上、中小企業は総額で1.5%以上)させる旨、従業員に表明している企業を対象に加算点の5%以上の加点措置を行う。

- 対前年度または対前年比で給与等受給額を増加(大企業は従業員一人あたり3%以上、中小企業は総額で1.5%以上)させる旨、従業員に表明している企業を対象に加算点の5%以上の加点措置。

#### 3-2 提案内容の不履行により違約金を徴収された企業に対する減点措置

○関東地方整備局管内発注の車両管理業務において生じた、過去1年間の違約金対象となる提案内容の不履行がある場合に減点措置(1点減点)を行う。

- 関東地方整備局管内発注の車両管理業務において生じた、過去1年間の違約金対象となる提案内容の不履行がある場合に減点措置(1点減点)。

## Ⅲ. 役務の提供等

(参加者の有無を確認する公募)

### 平成18年度～

- ・「随意契約見直し計画」（平成18年6月13日）により、透明性・競争性を確保するための手続として、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続の導入を図ることとされ、参加者の有無を確認する公募が導入された。
- ・発注者の判断により、特定の者と契約していたものについて、当該技術または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある業務のみを対象
- ・具体例・・・システム改良業務、著作権のあるデータの提供を受ける業務
- ・参加者の有無を確認する公募を活用した試行として・・・電気通信設備修理（H20より）、揚排水ポンプ設備修繕工事等（H27より）

### 平成31年度～

- ・企画競争方式、プロポーザル方式で数年1者応募が続いていた業務において、入契委員会や入札監視委員会での指摘（発注方式の再検討）を踏まえ、参加者の有無を確認する公募手続きへ移行
- ・参加者の有無を確認する公募に移行した件数(役務の提供) 令和3年度 1件、令和4年度 4件

〈参考〉参加者の有無を確認する公募に移行した件数(コンサルタント等業務)令和3年度 1件、令和4年度 1件

### 現在の運用

#### ■ 役務の提供等

- ・過年度より企画競争で発注しており、1者応札が継続（5年を目安）している案件については、参加者の有無を確認する公募への移行を検討する。
- ・引き続き、電気通信設備修理、システム改良等の発注を対象

〈参考〉

#### ■ 建設工事

- ・引き続き、揚排水ポンプ設備修繕工事等の発注を対象

#### ■ 建設コンサルタント等業務

- ・過年度よりプロポーザル方式又は総合評価方式による発注で、1者応札が継続（5年を目安）している案件については、参加者の有無を確認する公募手続きへの移行を検討する。

参加者の有無を確認する公募の実施状況(直近3年分)

	R 2	R 3	R 4
役務の提供等	11 / 0	16 / 0	18 / 0
(電気通信設備修理)	7 / 0	7 / 0	5 / 0

〈参考〉

建設工事	15 / 0	23 / 0	13 / 0
建設コンサルタント等業務	11 / 0	12 / 0	5 / 0

各年度の数字は、参加者の有無を確認する公募の件数 / 要件を満たす者から参加意思確認があった数

※役務の提供等については、企画競争から移行した案件も含む。

※建設工事については、揚排水ポンプ設備の修繕等が対象となっている。

※建設コンサルタント等業務については、プロポーザルから移行した案件も含む。

R4年度はR4年12月末現在

#### 1. 競争環境の確保及び品質の向上

##### 1-1 発注方式の見直し

○過年度より1者応札が継続(5年を目安)している案件について、「参加者の有無を確認する公募」へ検討のうえ移行しているが、3～5年を目安として従前の発注方式に戻した発注手続きを検討する。

## IV. 公共嘱託登記業務の品質確保対策

## 1. 背景

公共嘱託登記業務について、予定価格が1,000万円を超える場合、調査基準価格を設定のうえで、落札価格が調査基準価格を下回ったときは、低入札に係る調査を実施しているが、依然として低入札の発生が見られ、登記業務における成果の品質低下が懸念される状況となっている。(R4:4件中3件が低入札)

また、公共嘱託登記業務(表示)では、現地調査に関する記載が明記されていないことから、受注者によって異なった作業が行われており、登記業務における成果の品質低下が懸念される状況となっている。

## 2. 問題点

- ① 予定価格が1,000万円以下の場合、低入札価格調査に関する取り決めがない。(R4:18件中12件が落札率60%以下)
- ② 予定価格が1,000万円を超える業務については低入札価格調査が行われるが、低入札価格調査実施後の品質確保対策を担保するための取り決めがない。
- ③ 業務における仕様書が権利、表示共用となっており、業務毎の詳細がわかりにくい。表示業務での現地調査の定義がない。

## 3. 品質確保対策(令和5年度業務より適用)

公共嘱託登記業務(権利及び表示)における品質確保対策を定める。

### <試行の内容>

- ① 予定価格が100万円を超え1,000万円以下業務において、新たに「品質確保基準価格」を設定する。
- ② 調査基準価格(1,000万円を超える業務)又は品質確保基準価格を下回る価格で入札があった場合、履行確実性の審査・評価を実施することとし、履行確実性の審査・評価を経て契約した者に対しては、履行体制の強化等の実施を求める。

### <仕様書の改正>

- ③ 業務における仕様書について、権利・表示それぞれの仕様書を作成する。表示の仕様書については、現地調査に関する記述を明記する。